

災害に伴う各種手続きについて

1. 災害見舞金について

令和7年4月1日現在

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	災害見舞金の支給	・住居の全焼、全壊 ・住居の半焼、半壊 ・住居の準半壊（損害の割合が全体の10%以上20%未満） ・住居の床上浸水	(1) 死亡した方1人につき 400,000円 (2) 負傷した方1人につき 40,000円 (3) 住居の全焼、全壊又は流失 200,000円 (4) 住居の半焼又は半壊 100,000円 (5) 住居の準半壊（損害の割合が全体の10%以上20%未満） 70,000円 (6) 住居の床上浸水 70,000円	・災害見舞金支給申請書 ・り災証明書（写し可） ・診断書 ・口座のわかる書類	地域福祉課地域福祉係 049-262-9028(直通)

2. 各種税金等の減免等について

No.	支援項目	対象	減免内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	固定資産税・都市計画税	災害により、一定以上の被害にあわれた固定資産の納税義務者	被災物件に対する固定資産税・都市計画税（災害発生時における納期未到来分）を、被災割合に応じて減免	・減免申請書 ・り災証明書（写し可）	税務課資産税土地係 049-262-9012(直通) 税務課資産税家屋係 049-262-9013(直通)
2	市民税・県民税・森林環境税	災害により、居住する住宅等に一定以上の被害にあわれた納税義務者（所得制限あり）	被害を受けた納税義務者に対する市民税・県民税・森林環境税（災害発生時における納期未到来分）を、所得金額に応じた減免割合に応じて減免	・減免申請書 ・り災証明書（写し可）	税務課市民税係 049-262-9011(直通)
		※所得税、市民税・県民税には、雑損控除の適用が受けられる場合があります。雑損控除の適用は、所得税または市民税・県民税の申告が必要となります。なお、所得税の申告をした場合は市民税・県民税の申告は不要です。			〈所得税〉 川越税務署 049-235-9411 〈市民税・県民税〉 税務課市民税係 049-262-9011(直通)
3	国民健康保険税	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の割合に応じて保険税を減免。 住宅が床上浸水した場合や、家財の50%以上が損壊、焼失などの被害を受けた場合は保険税を50%減免。	・減免申請書 ・り災証明書（写し可）	保険・年金課保険税係 049-262-9039(直通)
	国民健康保険一部負担金減免	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住宅の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の50%以上の損害。家財その他の財産の損害が世帯の資産の50%以上の損害。 利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が一時的に著しく困難になった場合において必要と認められたとき。	・減免申請書 ・り災証明書（写し可） ・収入状況を確認できる書類（給与明細書、年金支払通知書等）	保険・年金課医療費支給係 049-262-9042(直通)
4	後期高齢者医療保険料	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住宅の延床面積に対する、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の割合に応じて保険料を減免。 住宅が床上浸水した場合や、家財の50%以上が損壊、焼失などの被害を受けた場合は保険料を50%減免。	・減免申請書 ・り災証明書（写し可）	保険・年金課保険税係 049-262-9039(直通)
	後期高齢者医療一部負担金減免	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住家の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の50%以上の損害で、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難になった場合において広域連合長が必要と認めると、保険診療の窓口負担を減免。	・減免申請書 ・り災証明書（写し可） ・収入状況を確認できる書類（給与明細書、年金支払通知書等）	保険・年金課医療費支給係 049-262-9042(直通)
5	介護保険料	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた第1号被保険者（65歳以上の方）	住宅の延床面積に対する、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の割合に応じて保険料を減免。 住宅が床上浸水した場合や、家財の50%以上が損壊、焼失などの被害を受けた場合は保険税を50%減免。	・徴収猶予・減免申請書 ・り災証明書（写し可）	高齢福祉課介護保険係 049-262-9037(直通)
6	水道料金及び下水道使用料	内容については担当までお問い合わせください。			上下水道課経営管理係 049-220-2076(直通)
7	軽自動車税（環境性能割）及び自動車税等の減免について	内容については担当までお問い合わせください。			埼玉県自動車税事務所 課税第二担当 048-658-0227
8	市税等の徴収猶予について	災害にあわれ、財産に被害を受け、市税等を一時に納付することができない方	1年以内の期間に限り、市税等の徴収の猶予を受けることができます。 猶予期間中は、新たに督促及び滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されます。	・徴収猶予申請書 ・り災証明書（写し可）	収納課収納対策係 049-262-9015(直通)

3. その他

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	り災証明書の発行について(台風等による被害)	水害等により住宅や車などが被害にあわれた方。 ※火災に関してはNO.2へ	住宅の床上、床下浸水や、車、家財などの浸水被害に関するり災証明の発行	・り災証明書交付申請書 (被害状況が確認できる写真や修繕にかかる見積書等を添付)	〇り災証明発行に係るもの 市民課市民係 049-262-9018(直通) 〇現地等の調査に関する と 税務課資産税家屋係 049-262-9013(直通)
2	り災証明書の発行について(火災による被害)	内容については最寄りの消防署にお問い合わせください。			入間東部地区事務組合消防本部 西消防署 049-261-5837 ふじみ野分署 049-267-0119
3	浸水建物排水処理費補助金について	①②両方を満たす住宅等が対象。 ①水害により、床上浸水または床下浸水の被害にあった住宅等。 ②住宅等の基礎部がべた基礎のほか自然排水が困難な構造の建物であり、床下に溜まった水の排水作業を行っていること。	排水作業に要した費用の2分の1(1円未満端数切捨て)の額とし、上限3万円を補助します。(排水作業には、業者に依頼して行ったもののほか資機材の購入費も含まれます。)	・交付申請書(様式第1号) ・り災証明書(写し可)	〇申請・内容について 危機管理防災課 049-262-9017
4	火災ごみ・り災ごみ	火災・り災に伴い発生したごみを処分したい方	火災・り災に伴い発生したごみの処分については、内容について担当までお問い合わせください。		環境課廃棄物対策係 049-262-9022(直通) ふじみ野市・三芳町環境センター 049-257-5374(直通)
5	被災家屋の消毒について(台風等による被害)	浸水の被害にあわれた方	浸水等の被害を受けた家屋について、乾燥後に消毒を行っています。	なし(担当課に連絡)	環境課環境係 049-262-9021(直通)
6	側溝及び柵の清掃について	市が管理している道路の側溝及び柵の清掃について依頼することができます。依頼したい箇所の住所を担当までお知らせください。			道路課道路建設・維持係 049-220-2071(直通)
7	就学援助費の支給について	災害により就学が困難と認められる児童生徒の保護者	学用品・給食費等の教育に要する必要な援助が受けることができます。 ※内容については担当までお問い合わせください。		学校教育課学務係 049-220-2084(直通)

※詳細については、各担当にお問い合わせください。

ふじみ野市役所:049-261-2611(代表)